

大阪府監査委員告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和5年11月30日

大阪府監査委員	高橋	明男
同	中島	賢
同	中務	裕之
同	鈴木	一水
同	川村	和久

監査の結果に基づき講じた措置
別紙のとおり